

## 平成25年度食の安全安心セミナー（登米会場）開催結果

- |   |       |                                 |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | テーマ   | 「食品中の放射性物質」                     |
| 2 | 主催    | 宮城県，消費者庁                        |
| 3 | 日時    | 平成25年9月27日（金）午後1時30分から午後4時00分まで |
| 4 | 場所    | 宮城県登米合同庁舎 大会議室                  |
| 5 | 参加対象者 | 県内の消費者，生産者・事業者，行政関係者            |
| 6 | 内容    |                                 |

### （1）食品中の放射性物質に関する説明

「食品中の放射性物質による健康影響について」

講師 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長 植木 隆 氏

「食品中の放射性物質の基準値と政府の取組について」

講師 消費者庁消費者安全課 課長補佐 石川 一 氏

「宮城県における食品中の放射性物質の検査状況について」

宮城県食と暮らしの安全推進課 食の安全安心推進専門監 野地 和高

### （2）食品中の放射性物質に関する意見交換

### （3）情報提供

「牛海綿状脳症（BSE）の検査体制の見直しについて」

宮城県食と暮らしの安全推進課 食の安全安心推進専門監 野地 和高

## 1 参加者

56名

## 2 意見交換の主な内容

問1 タケノコや山菜などの林産物において，ごくまれに基準値を超えることがあるが，一度出ると風評被害の影響が大きい。風評被害の影響を少なくするためにも公表する地域の単位を小さくできないか。

答1 基準値を超えているのは持ち込み検査によるものが多いわけだが，公表単位は市町村単位とされており，県としても風評被害が起こらないよう努力をしていきたい。（宮城県）基準値を超えているものは林産物が多いのは確かだが，農家の方が生産目的で栽培している作物にはほとんど出ていないということは，はっきり申し上げておきたい。人の手が入っていない山に自生している山菜などについては，セシウムの影響が出やすい環境にあるのは事実であり，残念ながらしばらく続くと思われる。（消費者庁）

問2 韓国が8県からの海産物の輸入を禁止したわけだが，一般食品の放射性セシウム100ベクレルの基準は，国際標準になりえる基準値なのか。

答2 国際的にはベクレルではなく，シーベルトで判断している。日本やEUは1ミリシーベルトを基準にしているが，アメリカは5ミリシーベルトである。日本では1ミリシーベ

ルトという追加被ばく線量を決めたわけだが、それぞれの食生活なり、人種間の実効線量計数などを加味して、各国の状況の違いに応じて基準値を決めている。(消費者庁)  
日本からの輸出が一部規制されているが、科学的根拠に基づき冷静に判断するよう政治家レベル、事務方レベルで交渉しているが、相手があることでもあり交渉は難航しているものの国として努力しているということをご理解いただきたい。(食品安全委員会)

問3 学校給食について町単独で食前検査と事後検査を行っているが、2回実施するメリットがあるのか伺いたい。

答3 通常に検査されている流通食品を使用するのであれば、検査をする合理的な理由は見出しにづらい。他方、親御さんの安心感を得るために実施しているという側面もあると思う。(食品安全委員会)